

公告

次のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び直島町建設工事執行規則（平成7年直島町規則第7号）第6条の規定により公告する。

令和4年5月16日

直島町長 小林 眞 一

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和4年度 玉野側海底送水管改良工事
- (2) 工事場所 玉野市築港地先
- (3) 工期 令和4年7月1日～令和4年12月27日
- (4) 工事内容 海底送水管移設 (海底送水管布設工) WEETA W250 L=230 m
(陸揚部送水管布設工) SUS316 250A～350A L=45.52 m
(陸上部送水管布設工) DIP GX形 φ 300 L=8.74m

2 入札に参加する者に必要な資格等

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 直島町建設工事等指名停止等措置要領（平成7年直島町規程第7号）による指名停止期間中でないこと。
- (3) 直島町指名競争入札参加資格者名簿に登載された者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に定める経営事項審査の総合数値（客観的点数）において、一定の資格を有すること。
- (4) 当該工事に係る建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

- ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
 - (6) 国又は地方公共団体発注の当該工事と同種でかつ同規模以上の工事を元請として施工実績があること。
 - (7) 建設業法第26条に基づく当該工事の施工に必要な資格と経験を有する技術者を工事現場に配置できること。
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加希望者は、下記（2）に示す書類（以下「申請書等」という。）をそれぞれ1部ずつ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格審査申請に必要な書類
 - ① 入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - ② 施工実績（様式第2号）
 - ③ 配置予定の技術者の資格及び工事経験（様式第3号）
- (3) 申請書等は、持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 申請書等の受付
 - ① 受付期間
令和4年5月16日（月）から令和4年5月30日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。
 - ② 受付時間
午前8時15分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
 - ③ 受付場所
香川県香川郡直島町1122番地1
、直島町役場 環境水道課
- (5) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、令和4年6月3日（金）までに、入札参加資格確認通知書（様式第4号）により通知する。
- (6) その他
 - ① 申請書等の作成等に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
 - ② 提出された申請書等は、返却しない。

4 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、町長に対して説明を求められることができる。
- (2) 上記(1)の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を次のとおり持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - ① 提出期限
令和4年6月10日(金)の午後5時まで。ただし、休日を除く。
 - ② 提出場所
香川県香川郡直島町1122番地1
直島町役場 環境水道課
- (3) 上記(1)の説明を求めた者に対する回答は、令和4年6月15日(水)までに、書面により行う。

5 設計図書等の交付

- (1) 交付期間
令和4年5月16日(月)から令和4年5月31日(火)まで。ただし、休日を除く。
- (2) 交付方法
 - ① CD等により入札参加希望者へ無償にて貸与する。
 - ② 原則、交付場所にて貸与するが、希望者には、郵送にて貸与する。
 - ③ 貸与されたCD等は、入札時に返却すること。
- (3) 交付場所
香川県香川郡直島町1122番地1
直島町役場 環境水道課
- (4) 質疑応答
 - ① 質疑は、質疑書(様式第5号)にて令和4年6月10日(金)までに直島町環境水道課まで提出のこと。(FAX可。ただし、本紙は入札時に提出のこと。)なお、質疑がない場合も、その旨を明記して提出のこと。
 - ② 回答は、書面を入札参加が認められた者全員にFAXにて、令和4年6月15日(木)までに行う。(ただし、質疑があった場合のみ。)

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除

(2) 契約保証金

契約保証金の納付、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証を必要とする。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合にあっては、この限りでない。

7 入札及び開札等

(1) 入札日時

令和4年6月27日(月) 9時30分～

(2) 入札及び開札の場所

香川県香川郡直島町1122番地1

直島町役場 2階大会議室

(3) 入札参加資格確認通知書の提示

入札者は、入札会場において入札参加資格確認通知書(写しでも可。)を必ず持参により提示すること。提示がない場合は、入札に参加できなくなることがあるので注意すること。

(4) 入札書の提出方法

入札書は、本人又はその代理人が入札場所に持参により提出すること。

なお、代理人が入札しようとするときは、入札開始前に委任状(様式は任意。)を提出しなければならない。

(5) 入札書に記載する金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 工事費内訳書の提示

① 入札者は、当該入札に係る第1回目の入札に際し、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした所定の工事費内訳書に入札者の氏名等の必要事項を記名押印し、入札書に添付(ホッチキス止め等の必要はなし。)の上、封筒に同封し、提出しなければならない。

② 工事費内訳書の項目は、設計図書等として交付した工事費内訳書記載例又は科目別内訳書と同様のものとする。

③ 工事費内訳書の「合計(工事価格)」の金額と、入札書の「入札価格」の金額は、必ず同一金額となること。計算上の誤りや、「合計(工事価格)」の金額と入札書の

「入札価格」の金額が不一致となった場合は、無効となる。

- ④ 一括値引き及び減額の項目が計上されている工事費内訳書は認めない。
- ⑤ 工事費内訳書は、再度入札（2回目以降）の際には、提出は求めない。
- ⑥ 提出された工事費内訳書は返却しない。

(7) その他

- ① 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができない。
- ② 入札執行回数は、原則1回とし、場合によっては2回までとする。

8 入札の無効等

- (1) 申請書等を期限までに提出しない者、入札参加資格がないと認められた者又は入札参加資格の確認を受けた者であっても入札までの間において上記2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者は、入札に参加することができない。
- (2) 入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及び入札心得等において示した入札に関する要件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消す。

9 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
なお、この場合、入札者は、当該くじの参加を辞退することができない。
- (3) 入札の結果、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することができる。

10 支払条件

直島町建設工事執行規則及び直島町工事請負契約約款（令和2年直島町規程第6号）の規定により、適正な請求等があった場合は、前金払、中間前金払、部分払及び竣工払を行う。

11 問合せ先

直島町環境水道課

〒761-3110 香川県香川郡直島町1122番地1

TEL : 087-892-2225

FAX : 087-892-3888